

知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書

知的障害者は、障害の状態を問わず、生涯を通じ24時間切れ目のない支援と見守りや声掛けがなければ一人では生き辛い特性を持っています。そのような状況において自立支援法以来の知的障害者施設においては、支援が最も必要な朝夕の時間帯の給付費が日中支援より低く、実態にそぐわない状況で事業が行われており、このような環境は支援の低下を引き起こすことや、虐待を発生させてしまう要因となることが懸念されます。また、入所施設は知的障害者にとって、親亡き後の終の住処としても、地域福祉としての拠点と位置付けて活用すべき社会資源でもあるため、知的障害者が快適に暮らせる入所施設を確保し、グループホームも充実する必要性があります。

知的障害者は障害支援区分では計り知れない様々な特性があり、その心身の状態に合わせて支援を行うべきであると考えます。区分により知的障害者の必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分は、施設利用者の実情にそぐわない状況といえ、一人一人に合った必要な支援が受けられる仕組みに変えていく必要があると考えます。

障害福祉サービスの日額制は、利用者がサービス事業を選べる利点がある反面、事業者の不安定な経営状態を招き、支援の質・量ともに低下することや、職員の賃金が低く、労働に見合わないとして、障害福祉の従事者の減少を招きます。したがって、施設経営の不安定や、職員不足による支援の低下を招かないように改正することが望まれます。

以上のようなことを踏まえ、以下の項目について要望いたします。

記

- 1 知的障害者が24時間にわたり切れ目のない支援を受けられるように、時間帯による給付費の偏りを解消すること。また、生涯を通じ安心して、快適に暮らせる入所施設を確保し、グループホームを充実すること。
- 2 必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分を見直し、本人にとって必要な支援を受けられる仕組みに改善すること。
- 3 知的障害者施設において、安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 後藤 茂之 様
財 務 大 臣 鈴木 俊一 様